令和 4 年 1 月 21 日

第 13475 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

1

1

示

○救急病院となる申出の撤回

(地域医療推進室)

○救急診療所の認定

(同)

○保安林の指定施業要件の変更予定

(森林管理課)

公

(監理課)

○公共測量実施公告

選挙管理委員会 ○石川県知事選挙における選挙運動関係法規等の周知を

図るための説明会の開催

○石川県知事選挙において候補者が政見放送を行うこと ができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見 放送の回数

○石川県知事選挙において手話通訳を付して候補者等の

政見を録画する放送事業者

告 示

石川県告示第26号

次の病院から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する 旨の申出の撤回があった。

令和4年1月21日

石川県知事 谷 本 IE. 憲

名称	所 在 地	撤回年月日
高田整形外科内科医院	金沢市下新町 6 番36号	令和3年12月31日

石川県告示第27号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認 定した。

令和4年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
尾張町たかたクリニック	金沢市下新町6番36号	令和4年1月1日	令和6年12月31日

石川県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予 定である。

令和4年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鹿島郡中能登町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図 | 及び「次のとおり | は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町石動山石動山1の1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供 する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

魚つき

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置 いて縦覧に供する。)



公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市石立町土地区画 整理組合設立準備委員会長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作 業	1	重 類		作 業 期 間	作 業 地 域		
公	共		測	量	令和4年1月17日から	石川県白山市石立町地内		
(基	準	点	測	量)	同年6月30日まで	石川泉日山川石立町地内		

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第1号

令和4年3月13日執行予定の石川県知事選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次のとおり説明会を 開催する。

立候補予定者及びその他の関係者で出席希望の方は、あらかじめ本委員会事務局(石川県総務部市町支援課内)あ て申込みの上、当日参集されたい。

令和4年1月21日

石川県選挙管理委員会

1 日 時

令和4年1月28日(金)午後1時30分

2 場 所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室(行政庁舎11階)

石川県選挙管理委員会告示第2号

石川県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定に よる候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができ る候補者1人当たりの政見放送回数は、次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を告示される石川県知事 の選挙から適用する。

令和4年1月21日

石川県選挙管理委員会

テレビジョン放送		ラ ジ オ 放 送			
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		
北 陸 放 送 株 式 会 社	1				
株式会社テレビ金沢	1	北陸放送株式会社	1		
北陸朝日放送株式会社	1				

石川県選挙管理委員会告示第3号

石川県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第7項の規定に よる手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者を次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を 告示される石川県知事の選挙から適用する。

令和4年1月21日

石川県選挙管理委員会

日本放送協会金沢放送局

北陸放送株式会社

株式会社テレビ金沢

北陸朝日放送株式会社

6	令和 4 年 1 月 21 日 (金曜日)	石	Ш	県	公	報	第13475号

(1箇月2,350円送料とも)